

# 令和7年度鳥取県環境審議会(第1回) 次第

日時：令和7年7月11日（金）  
場所：鳥取県庁第2庁舎4階第34会議室  
(鳥取市東町一丁目271番地)

## 1 開会

## 2 会長、副会長の選任

## 3 議事

(1) 各委員の所属部会の指名・・・(資料1)

(2) 鳥取県環境審議会運営要領の改正 ・・・(資料2)

(3) 部会議決事項

・温泉掘削等許可について【温泉地下水部会】 ・・・(資料3)

・地下水影響調査計画書等について【温泉地下水部会】 ・・・(資料4)

(4) 事務局からの報告事項

・令和5年度鳥取県内における水環境の調査結果について ・・・(資料5)

## 4 その他

## 5 閉会

鳥取県環境審議会委員(任期:令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)

委員名	職名等	分野	直接出席	Web出席
伊藤 徹 イトウ テツ	公益社団法人日本技術士会 鳥取県支部 名誉支部長	地下水	○	
笛吹 達史 カスイ タツフミ	鳥取大学 農学部 准教授	獣医師	—	—
上保 裕典 ウエホシ ユウジン	Chukai トライセクターラボ ラボ長	環境政策		○
大崎 梨絵 オオサキ リエ	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践	○	
大橋 唯太 オオハシ ユウタ	岡山理科大学 生物地球学部 教授	局地気象学、都市気候学		○
岡田 綾子 オカダ アヤコ	(元)環境教育関連施設スタッフ	環境実践	—	—
岡村 満裕 オカムラ ミツヒロ	(一社)鳥取県獣友会 副会長	狩猟	—	—
緒方 英彦 オガタ ヒデヒコ	鳥取大学大学院連合農学研究科 教授(副研究科長)	利水		○
小野寺 真一 オノデラ シンイチ	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学		○
小幡 史子 オバタ フミコ	鳥取大学 医学部 准教授	細菌学		○
神谷 要 カミヤ カナメ	公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物		○
国岡 稔 クニオカ シズル	因幡環境整備株式会社 代表取締役	廃棄物処理	○	
久保 満佐子 クボ マサコ	島根大学 生物資源学部 環境共生科学科 准教授	森林生態学	○	
小谷 秀文 コダニ フミコ	(元)鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策		○
齋藤 忠臣 サイトウ タダオミ	鳥取大学 農学部 准教授	環境・農学		○
坂本 清美 サカモト キヨミ	東部広域行政管理組合事務局環境衛生課 課長	環境行政	○	
沢田 里絵 シオタ リエ	(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物		○
清水 香代子 シミズ カヨコ	(公募委員)	環境政策	○	
伊達 裕樹 イダ ユウキ	株式会社ウエスコ鳥取支社 技術部地盤調査課 課長	地質、地形	○	
伊達 勇介 イダ ユウスケ	米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授	環境・農学		○
朴 紫暎 パク ジャヨン	島根大学総合理工学部 助教	環境化学		○
藤木 大介 フジキ ダイイケ	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授	森林生態学、野生動物管理		○
藤原 健史 フジワラ タケシ	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント		○
三浦 富美子 ミウラ フミコ	鳥取県連合婦人会	市民活動	○	
森田 智子 モリタ トモコ	有限公社温泉旅館丸茂 専務	温泉	—	—
山根 康子郎 ヤマネ コウシロウ	鳥取市市民生活部環境局 局長	廃棄物行政	○	
吉田 良平 ヨシダ リョウヘイ	NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部 支部長	野鳥保護		○
横山 真弓 ヨコヤマ マユミ	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学	—	—
米井 哲郎 ヨネイ テツロウ	智頭石油株式会社 代表取締役社長	自動車(EV等)、再エネ		
米田 亜沙美 ヨネダ アサミ	鳥取大学附属 フィールドサイエンスセンター 技術職員	樹木生理学、樹木医	○	

出席24名(直接10人、web14人)、欠席5名

(事務局)

担当課	出席者
生活環境部	部長 中村 吉孝、次長 長岡 孝
環境立県推進課	課長補佐 畠山 恵介、係長 山下 諒、係長 牧野 智行
自然共生社会局	
水環境保全課	課長 清水 広明、参事 星見 暢貴、課長補佐 門脇 紗織、係長 安田 優
くらしの安心局	
くらしの安心推進課	課長 岡 秀一、係長 花原 悠太郎

出席11人

## 鳥取県環境審議会 資料一覧

### (1) 環境審議会について

資料1	環境審議会について	p1
資料2	鳥取県環境審議会運営要領の改正について	p7

### (2) 部会議決事項の報告

資料3	温泉掘削等許可について(温泉地下水部会専決事項)	p12
資料4	地下水影響調査計画書等について(温泉地下水部会専決事項)	p13

### (3) 事務局からの報告

資料5	令和5年度鳥取県内における水環境の調査結果について	p14
-----	---------------------------	-----

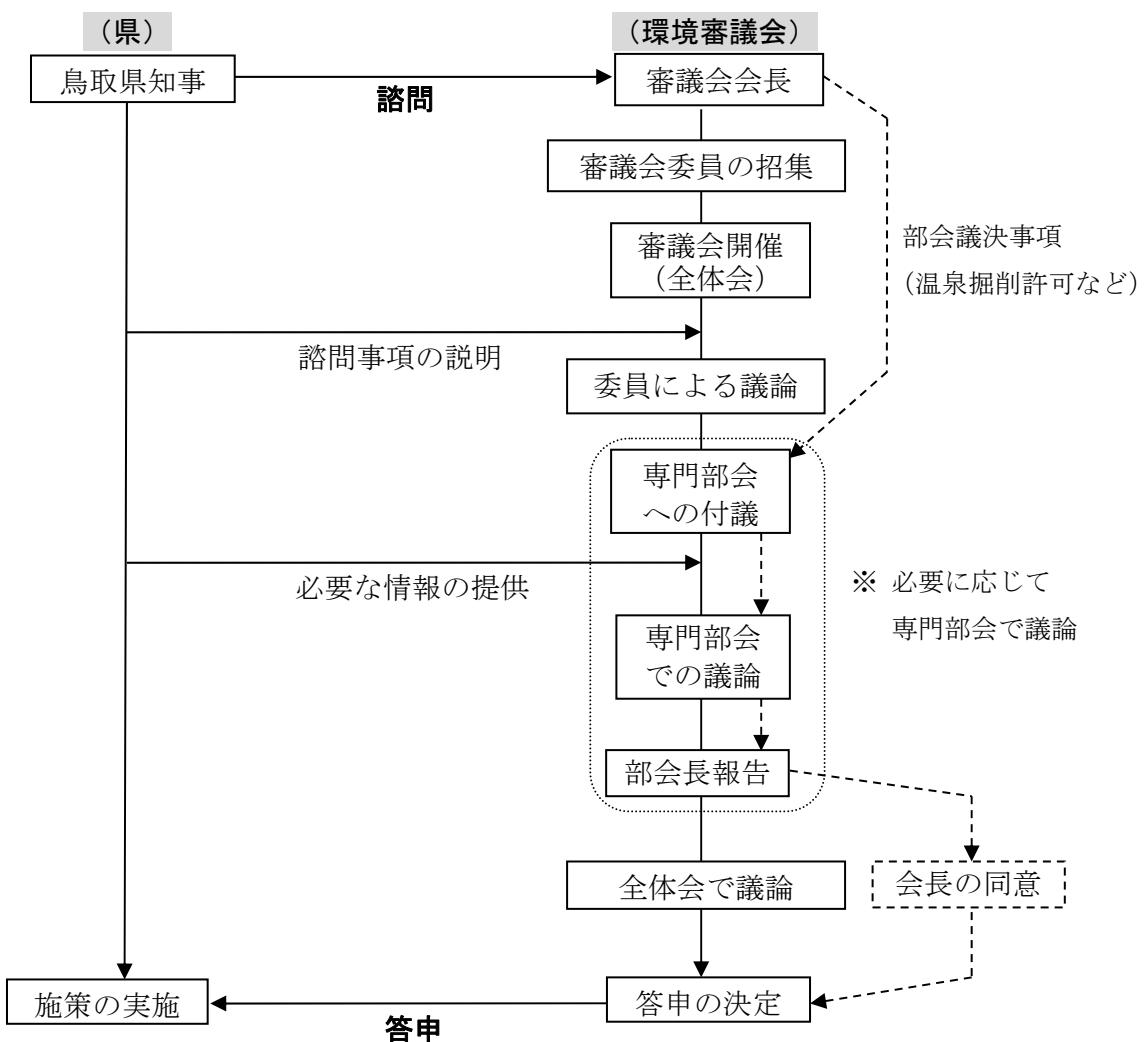
## 鳥取県環境審議会について

令和 7 年 7 月 / 環境立県推進課

### 1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第 27 条に基づく県の附属機関。
- ・30 名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は 2 年間)
- ・「企画政策部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「大気・水質部会」、「温泉・地下水部会」、「自然保護部会」、「鳥獣部会」の 6 部会を置く。

### 2. 審議会手続きの流れ



# ○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成 8 年 10 月 8 日  
鳥取県条例第 19 号

## 第 4 章 鳥取県環境審議会

### (設置)

第 27 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 43 条第 1 項及び自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 51 条第 2 項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

### (組織)

第 28 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

### (任期)

第 29 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (特別委員)

第 30 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第 31 条 審議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 32 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に關係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第 33 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

4 前 2 条の規定は、部会の運営について準用する。

### (幹事)

第 34 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

### (庶務)

第 35 条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

### (雑則)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

## 鳥取県環境審議会運営要領

令和3年7月16日  
鳥取県環境審議会

### (要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

### (委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

### (会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 委員以外の出席者の職氏名

(4) 会議に付した案件及び内容

(5) 議事の経過

(6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

### (部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

一 企画政策部会

二 廃棄物・リサイクル部会

三 大気・水質部会

四 温泉・地下水部会

五 自然保護部会

六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

### (部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができます。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。  
(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び緑豊かな自然課で行う。

### (雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

### 付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月16日から施行する。

**鳥取県環境審議会(全体会)**

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

**企画政策部会**

- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- 環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- 鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
  - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
  - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

**廃棄物・リサイクル部会**

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

**大気・水質部会**

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
  - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・農用地土壤汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
  - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- その他大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

**温泉・地下水部会**

- 温泉法に規定された審議会の事務
  - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
  - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

**自然保護部会**

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- 自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
  - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
  - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
  - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
  - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- 鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

**鳥獣部会**

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
  - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会（全体会）で審議を行う。（例：●印）
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会（全体会）で審議を行う。（例：◎印）
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会（全体会）で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることとする。（例：○印）

## 鳥取県環境審議会委員(任期:令和7年7月1日から令和9年6月30日まで)

部会	委員名	職名等	分野
企画政策	緒方 英彦	鳥取大学大学院連合農学研究科 教授(副研究科長)	利水
	上保 裕典	Chukaiトライセクターラボ ラボ長	環境政策
	岡田 綾子	(元)環境教育関連施設スタッフ	環境実践
	清水 香代子	(公募委員)	環境政策
	米井 哲郎	智頭石油株式会社 代表取締役社長	自動車(EV等)、再エネ
廃棄物・リサイクル	藤原 健史	岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授	廃棄物工学、廃棄物マネジメント
	山根 康子郎	鳥取市市民生活部環境局 局長	廃棄物行政
	三浦 富美子	鳥取県連合婦人会	市民活動
	国岡 慎	因幡環境整備株式会社 代表取締役	廃棄物処理
	大崎 梨絵	環境教育・学習アドバイザー	環境教育実践
大気・水質	斎藤 忠臣	鳥取大学 農学部 准教授	環境・農学
	大橋 唯太	岡山理科大学 生物地球学部 教授	局地気象学、都市気候学
	坂本 清美	東部広域行政管理組合事務局環境衛生課 課長	環境行政
	伊達 勇介	米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授	環境・農学
	朴 紫暎	島根大学総合理工学部 助教	環境化学
温泉・地下水	伊藤 徹	公益社団法人日本技術士会 鳥取県支部 名誉支部長	地下水
	伊達 裕樹	株式会社ウエスコ鳥取支社 技術部地盤調査課 課長	地質、地形
	小野寺 真一	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	水文化学、環境科学、水文地質学
	小幡 史子	鳥取大学 医学部 准教授	細菌学
	森田 智子	有限会社温泉旅館丸茂 専務	温泉
自然保護	神谷 要	公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長	鳥類、植物
	久保 満佐子	島根大学 生物資源学部 環境共生科学科 准教授	森林生態学
	米田 亜沙美	鳥取大学附属 フィールドサイエンスセンター 技術職員	樹木生理学、樹木医
	汐田 里絵	(一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員	植物
	藤木 大介	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授	森林生態学、野生動物管理
鳥獣	笛吹 達史	鳥取大学 農学部 准教授	獣医師
	岡村 満裕	(一社)鳥取県獣友会 副会長	狩獵
	吉田 良平	NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部 支部長	野鳥保護
	横山 真弓	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学
	小谷 秀文	(元)鳥取県鳥獣対策センター所長	鳥獣被害対策

## 鳥取県環境審議会運営要領の改正について

令和 7 年 7 月 11 日  
鳥取県環境審議会事務局

## 【改正理由】

鳥取県の令和 7 年 4 月の組織改正により、自然共生課の業務の一部が新設された鳥獣対策課に移管されたため、所要の改正を行うもの。

## 【新旧対照表】

改正案	現 行
鳥取県環境審議会運営要領	鳥取県環境審議会運営要領
令 和 7 年 7 月 ■ 日 鳥 取 県 環 境 審 議 会	令 和 5 年 9 月 4 日 鳥 取 県 環 境 審 議 会
第1条～第7条 略  (庶務) 第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課、 <u>自然共生課</u> 及び <u>農林水産部鳥獣対策課</u> で行う。	第1条～第7条 略  (庶務) 第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課 <u>及び自然共生課</u> で行う。
第9条 略  略	第9条 略  略

## 付則

この要領は、令和 7 年 7 月 11 日から施行する。

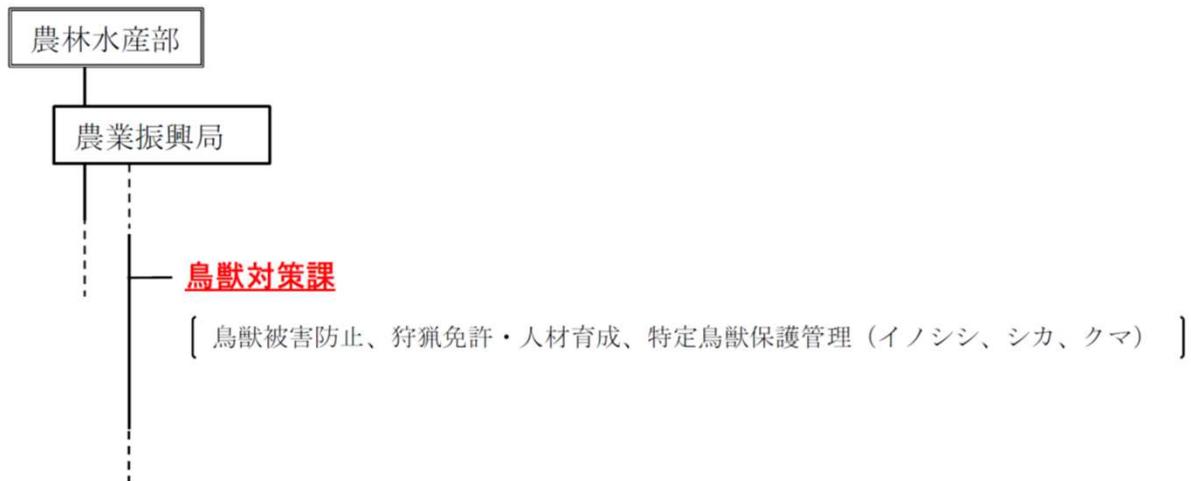
## 【各部会の担当課（参考）】

部会	担当課
企画政策部会	環境立県推進課、脱炭素社会推進課
廃棄物・リサイクル部会	循環型社会推進課
大気・水質部会	環境立県推進課（大気関係）、水環境保全課（水質関係）
温泉・地下水部会	くらしの安心推進課（温泉関係）、水環境保全課（地下水関係）
自然保護部会	自然共生課
鳥獣部会	<u>鳥獣対策課</u>

## 令和7年度の組織編制概要(抜粋)

### 6 鳥獣被害対策の体制強化

○鳥獣被害防止やジビエ利活用の推進に向けて、狩猟免許業務等を生活環境部（自然共生社会局自然共生課）から農林水産部へ移管して鳥獣被害対策や狩猟人材教育を一元的に対応することとし、農業振興局に鳥獣対策課を設置する。



## 鳥取県環境審議会運営要領(改正案)

令和7年月日  
鳥取県環境審議会

## (要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるものほか、この要領の定めるところによる。

## (会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

## (委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

## (会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。

(1)開催日時及び開催場所

(2)出席委員の氏名

(3)委員以外の出席者の職氏名

(4)会議に付した案件及び内容

(5)議事の経過

(6)その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

## (部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

一 企画政策部会

二 廃棄物・リサイクル部会

三 大気・水質部会

四 温泉・地下水部会

五 自然保護部会

六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

## (部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

## (準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課、自然共生課及び農林水産部鳥獣対策課で行う。

## (雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

## 付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月 27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月 30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月 26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月 11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月 16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月 16日から施行する。

この要領は、令和 5年 9月 4日から施行する。

この要領は、令和 7年 ●月 ●日から施行する。

## 部会の所掌事務

## 鳥取県環境審議会(全体会)

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

## 企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
  - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
  - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

## 廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

## 大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
  - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・農用地土壤汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
  - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- その他大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

## 温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
  - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
  - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

## 自然保護部会

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- 自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
  - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
  - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
  - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
  - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- 鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

## 鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
  - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例:●印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例:◎印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることとする。(例:○印)

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告  
(温泉動力装置許可について)

資料3

令和7年6月20日  
くらしの安心推進課

令和6年度開催の温泉・地下水部会で審議した温泉動力装置許可に係る議決事項は以下のとおりです。

(温泉法(法律第125号)に基づく温泉の動力装置の許可申請を受け、同法第32条に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したもの。)

1 温泉・地下水部会(令和7年3月19日開催)

申請内容						答申内容
申請項目	申請地	利用目的	口径 深さ	動力出力 動力位置	利用量 (計画量)	
温泉動力装置	米子市皆生温泉	浴用 (温泉旅館 の浴槽水等 として利用 するもの)	— —	3.7kW GL-1.23m	約200m <sup>3</sup> /日	許可が適 当である。

◇参考

温泉法(抜粋)

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるととき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(増掘又は動力の装置の許可等)

第十二条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 略

3 第四条(第一項第二号に係る部分を除く。)、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項又は第十二条の規定による处分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

**鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告  
(地下水影響調査計画書について)**

令和7年7月11日  
水環境保全課

令和6年度鳥取県環境審議会（第4回：令和7年2月開催）以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

**地下水影響調査計画書**

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）に基づく影響調査計画書の提出を受け、同条例第8条第2項の規定に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したもの（井戸の更新の場合は報告のみ）。

○令和7年度第1回温泉・地下水部会（令和7年4月16日開催）

**(諮問案件)**

諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	届出内容		答申内容
				年間採取予定量	吐出口断面積（合計）	
諮掘32号	影響調査計画書	米子市泉	食品の製造、ボイラ一、生活用水	857,750 m <sup>3</sup> /年	112.5 cm <sup>2</sup>	<意見> ・影響調査を実施する範囲及び方法は妥当である

**(報告案件)**

諮問番号	届出項目	届出地	利用目的	届出内容		答申内容
				年間採取予定量	吐出口断面積（合計）	
報掘31号	影響調査計画書（井戸の更新）	鳥取市賀露町	道路の消雪	56,160 m <sup>3</sup> /年	78.5 cm <sup>2</sup>	— (報告案件のため、答申不要)

# 令和5年度鳥取県内における水環境の調査結果について

資料5

令和7年7月  
自然共生社会局水環境保全課

令和5年度に実施した県内の公共用水域及び地下水の水質測定結果の概要は、次のとおりです。

## A 公共用水域（河川、湖沼、海域）

### 1 測定地点

河川	120 地点
湖沼	24 地点
海域	26 地点
計	170 地点

### 2 測定区分①／生活環境項目

#### (1) 測定項目 12 項目

pH	溶存酸素量 (DO)	全燐
BOD(河川)	大腸菌数	全亜鉛
COD(湖沼、海域)	ノルマルヘキサン抽出物質	LAS
SS	全窒素	ノニルフェノール

#### (2) 測定結果

主要河川（一級河川、二級河川、都市河川）、湖沼および海域における調査結果は、次のとおりである。

表 1-1 BOD、COD の状況

水系	BOD 又は COD [mg/L]		汚濁の目安 <sup>*2</sup>	
	年平均値	75%値 <sup>*1</sup>		
主な 一級河川	千代川水系 (4 河川 13 地点)	<0.5~0.8	<0.5~0.9	清浄
	天神川水系 (4 河川 12 地点)	<0.5~0.5	<0.5~0.5	清浄
	日野川水系 (3 河川 12 地点)	0.5~0.9	<0.5~0.9	清浄
主な 二級河川	蒲生川他 4 河川 (15 地点)	<0.5~0.9	<0.5~0.8	清浄
	勝部川他 1 河川 (6 地点)	0.8~1.3	0.8~1.7	概ね清浄
	塩見川 (3 地点)	0.7~1.9	0.7~2.3	やや汚濁
都市河川	袋川(鳥取市) (8 地点)	0.6~1.2	0.6~1.2	概ね清浄
	玉川(倉吉市) (5 地点)	0.5~0.6	<0.5~0.5	清浄
	加茂川(米子市) (5 地点)	0.6~0.7	0.5~0.7	清浄
湖 沼	湖山池 (4 地点)	5.7~6.1	6.1~6.5	汚濁
	東郷池 (4 地点)	4.6~4.8	4.7~5.2	汚濁
	中海 (9 地点)	2.2~4.2	2.4~4.7	やや汚濁
海 域	美保湾 (8 地点)	1.8~2.9	2.0~2.6	概ね清浄
	日本海沿岸海域 (8 地点)	1.2~1.6	1.3~1.9	清浄

\*1 BOD(河川) 及び COD(湖沼及び海域)は 75% 値で評価を行う。

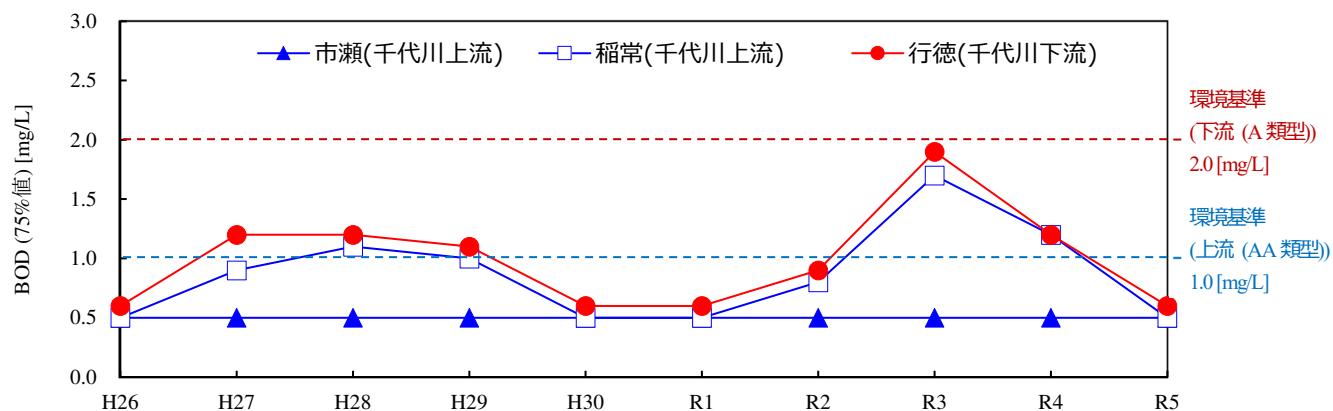
(75% 値とは...年間の y 個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の (y×0.75) 番目の数値)

\*2 汚濁の目安は 環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの

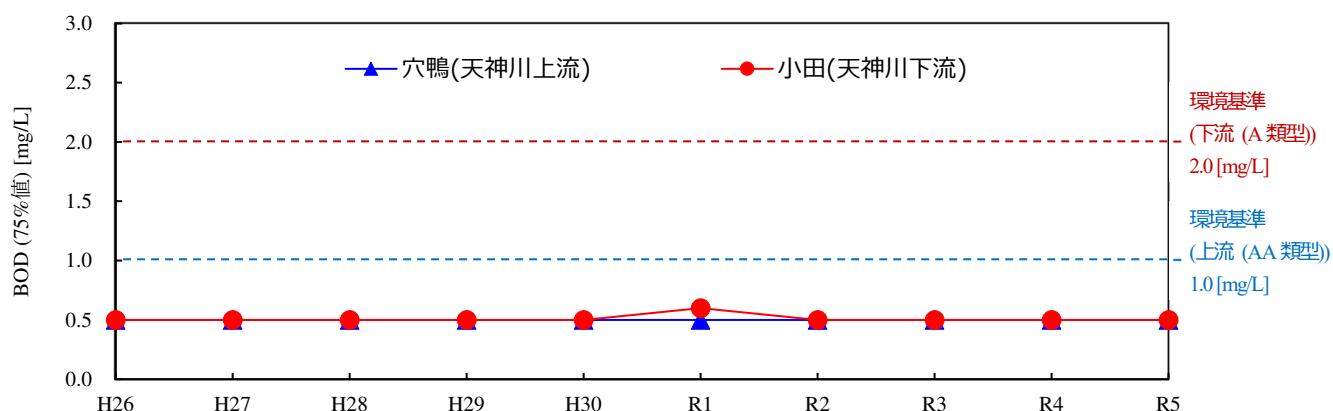
(類型 AA レベル=清浄、A レベル=概ね清浄、B レベル=やや汚濁、C レベル=汚濁、D~E レベル (河川のみ)=著しく汚濁)

## 主な一級河川のBOD(75%値)の推移

### ○千代川水系



### ○天神川水系



### ○日野川水系

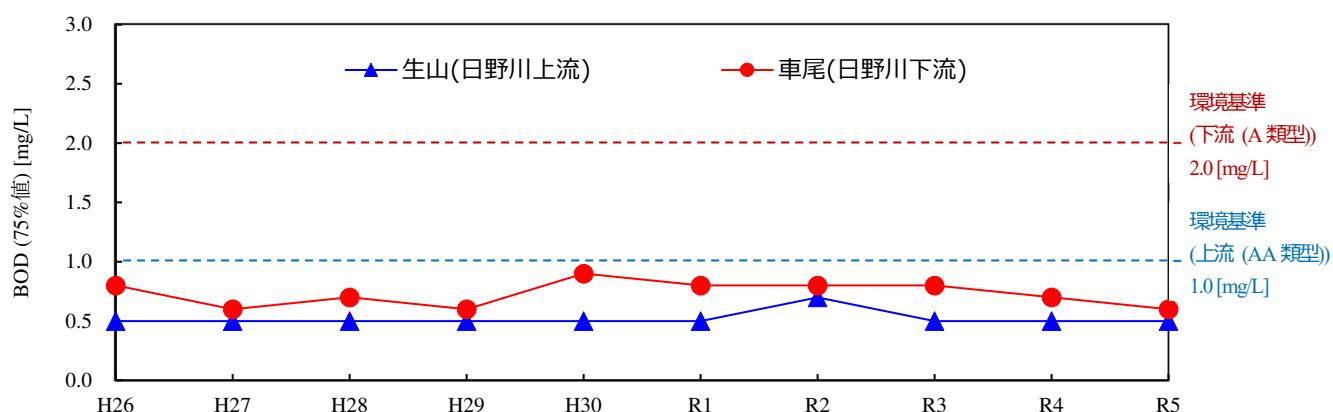


表1-2 全窒素及び全燐の状況

	水系	全窒素 [mg/L] 年平均値 <sup>*1</sup>	全燐 [mg/L] 年平均値 <sup>*1</sup>	汚濁の目安 <sup>*2</sup>
湖 沼	湖山池 (4地点)	0.53~0.61	0.058~0.070	富栄養化
	東郷池 (4地点)	0.34~0.38	0.044~0.049	富栄養化
	中海 (9地点)	0.24~0.54	0.025~0.054	富栄養化

\*1 湖沼に係る全窒素及び全燐は、表層の年平均値で評価を行う。

\*2 汚濁の目安は、環境基準類型を参考にして分かりやすい文言で表現したもの（例：類型IIIレベル=やや富栄養化、IV,Vレベル=富栄養化）

### (3) 環境基準の達成状況

- 環境基準の類型当てはめが行われている8水域48地点（3河川、3湖沼及び2海域）における環境基準の達成状況は以下のとおりである。

表1-3 環境基準の達成状況

水域			環境基準		基準値	達成状況
			あてはめ類型	環境基準地点数		
河川	千代川	上流	AA	3 地点	BOD 1mg/L 以下	達成
		下流	A	2 地点	BOD 2mg/L 以下	達成
	天神川	上流	AA	2 地点	BOD 1mg/L 以下	達成
		下流	A	2 地点	BOD 2mg/L 以下	達成
	日野川	上流	AA	3 地点	BOD 1mg/L 以下	達成
		下流	A	2 地点	BOD 2mg/L 以下	達成
湖沼	湖山池		A	4 地点	COD 3mg/L 以下	未達成
			III	4 地点	全窒素 0.4mg/L 以下 全磷 0.03mg/L 以下	未達成 未達成
	東郷池		A	4 地点	COD 3mg/L 以下	未達成
	中海		A	3 地点	COD 3mg/L 以下	未達成 <sup>*1</sup>
			III	3 地点	全窒素 0.4mg/L 以下 全磷 0.03mg/L 以下	未達成 <sup>*2</sup> 未達成
海域	美保湾	境港外港港湾 計画水域	B	1 地点	COD 3mg/L 以下	達成
		その他の水域	A	7 地点	COD 2mg/L 以下	未達成 <sup>*3</sup>
	日本海沿岸海域		A	8 地点	COD 2mg/L 以下	達成

\*1 境水道中央部のみ環境基準に適合

\*2 米子湾中央部のみ不適合

\*3 日野川河口地先北方1.0km及び日野川河口東方2.0kmの淀江町佐陀地先0.5kmが環境基準に適合

### 3 測定区分②／健康項目

#### (1) 測定項目 27項目

カドミウム	四塩化炭素	チウラム
全シアン	1,2-ジクロロエタン	シマジン
鉛	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ
六価クロム	ジス-1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
砒素	1,1,1-トリクロロエタン	セレン
総水銀	1,1,2-トリクロロエタン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
アルキル水銀	トリクロロエチレン	ふつ素
PCB	テトラクロロエチレン	ほう素
ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロパン	1,4-ジオキサン

#### (2) 環境基準の達成状況

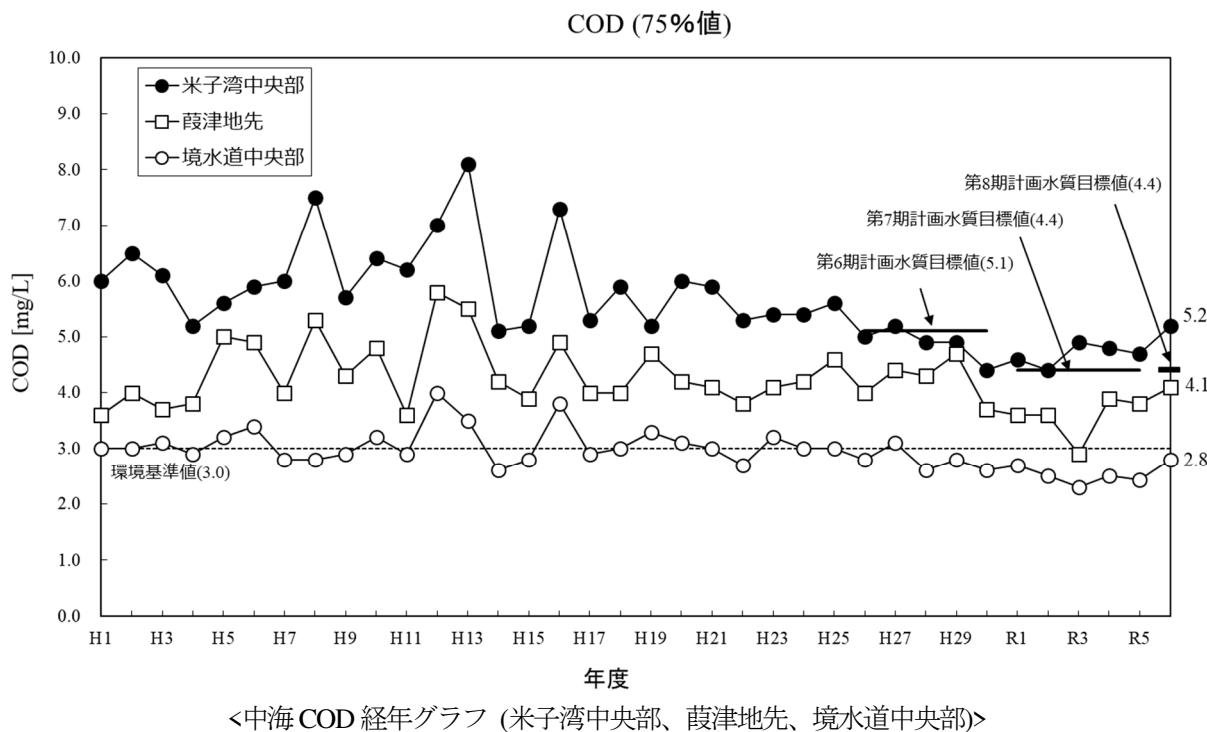
- 東郷池（下浅津地先、中央部、野花地先、松崎地先）及び中海（葭津地先）の5地点でほう素の環境基準を超過していたが、海水の影響を受ける可能性がある調査地点であり、海水に含まれるほう素の影響を受けたものと考えられる。

その他の項目は、環境基準に適合していた。

## B 県内三大湖沼の状況 (R6 年度を含むものの結果)

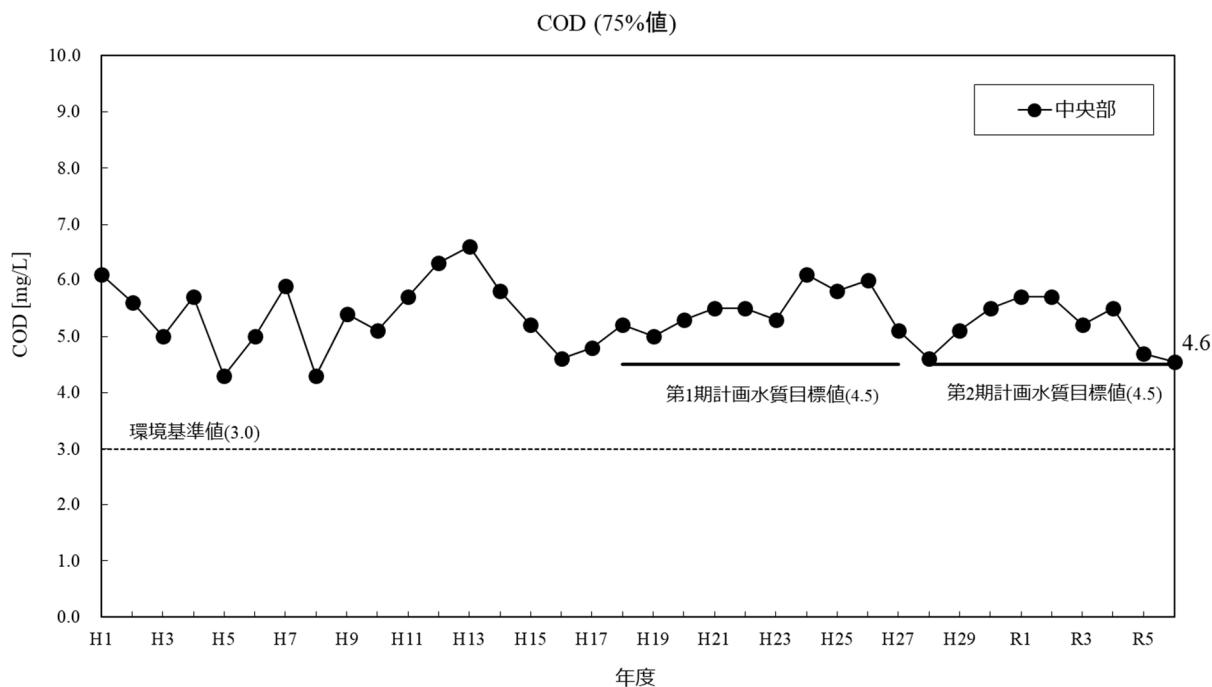
### (1) 中海

- ・R7 年 3 月に湖沼水質保全特別措置法に基づく第 8 期水質保全計画を鳥取・島根両県で策定し、各種浄化対策に取り組んでいる。水質も長期的には改善傾向にあるが、有機汚濁の指標である COD (化学的酸素要求量) は、R6 年度の米子湾中央部では前年に引き続き同計画で定める目標値を未達成であった。(鳥取県側の環境基準点 3 地点のうち 1 地点(境水道中央部)は環境基準を達成、残り 1 地点(葭津地先)は目標値を達成。)



### (2) 東郷池

- ・H29 年 3 月に第 2 期東郷池水質管理計画を策定し、各種浄化対策に取り組むとともに、利活用の取り組みも進めている。
- ・COD について、R6 年度は過去 5 年間と比べて最も低い値であった。

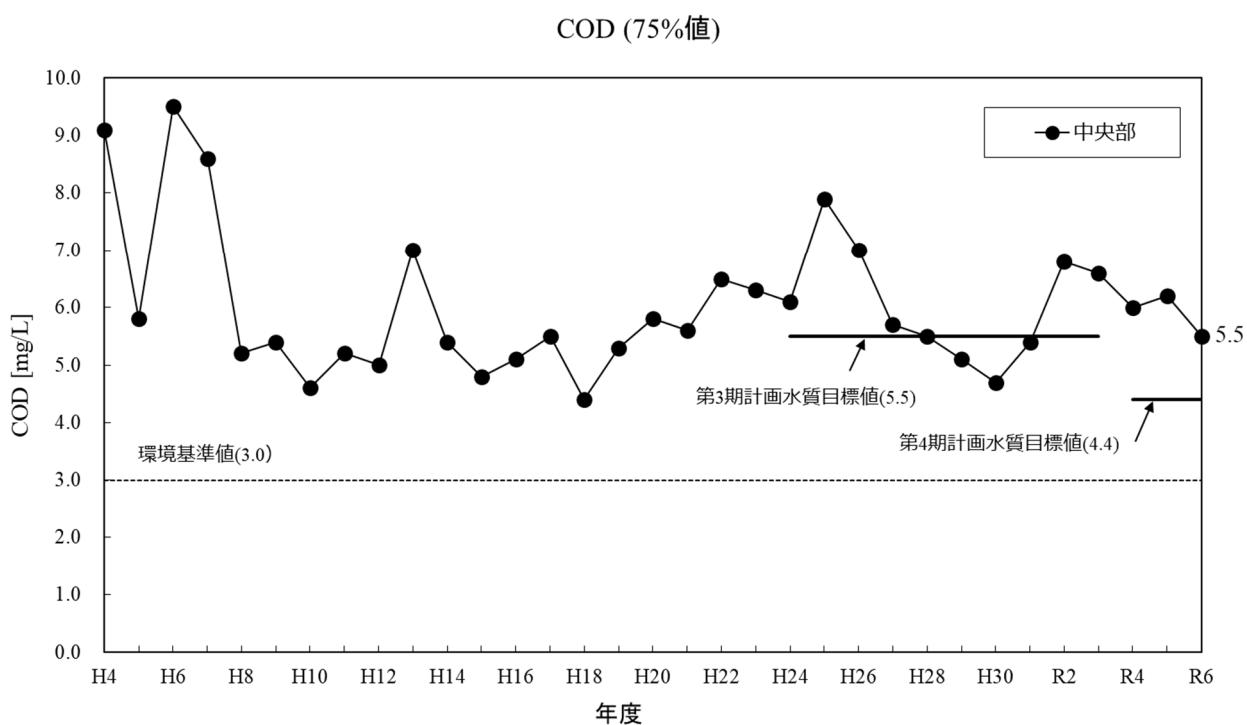


### (3) 湖山池

- H24年に汽水化してから10年以上が経過した。きめ細かな水門操作等により塩化物イオン濃度は将来ビジョンに定める2,000~5,000mg/Lの範囲で概ね管理ができるが、R6年度は9月下旬から11月初旬にかけて、目標の上限値5,000mg/Lを上回った。また、水質も長期的には改善傾向にあるが、R6年度は前年に引き続き将来ビジョン推進計画に定める目標値を達成できなかった。



(上：塩化物イオン濃度の推移・年度別グラフ（直近3か年分）／下：COD 経年グラフ）



## C 地下水

### 1 調査対象井戸

- 10市町村 58箇所  
(鳥取市・智頭町・岩美町・北栄町・米子市・境港市・湯梨浜町・三朝町・江府町・日吉津村)

### 2 調査項目

- カドミウム等30項目（主として健康項目）

### 3 調査内容及び調査回数

調査内容 (調査箇所数)	調査回数	概要
概況調査 (11箇所)	年1回(ただし、国土交通省が実施した3箇所の井戸については年4回)	県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施
継続監視調査 (47箇所)	年1~4回	同一地点での地下水質の経年的なモニタリングとして実施

### 4 調査結果

- 概況調査11箇所及び継続監視調査32箇所の計43箇所については環境基準に適合していた。継続監視調査15箇所(鳥取市・境港市・智頭町・湯梨浜町・江府町)で表2-1のとおり環境基準に適合していないことを確認した。

表2-1 環境基準の超過状況

市町村名	区域及び井戸数	項目(環境基準)	検出状況 [mg/L]	汚染原因 (推定)	対策等	
鳥取市	片原の井戸(1箇所)	ふつ素 (0.8 mg/L)	2.5	自然的要因 (温泉水の混入等)	井戸所有者への周知と飲用指導	
		ほう素 (1.0 mg/L)	2.6			
	天神町の井戸(1箇所)	ヒ素 (0.01 mg/L)	0.042	不明		
		ふつ素 (0.8 mg/L)	9.7	自然的要因 (温泉水の混入等)		
		ほう素 (1.0 mg/L)	4.5			
	東品治町の井戸(1箇所)	ヒ素 (0.01 mg/L)	0.23	不明		
		ふつ素 (0.8 mg/L)	2.7	自然的要因 (地質・地層の影響)		
		ヒ素 (0.01 mg/L)	0.3			
境港市	渡町の井戸(2箇所)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (10mg/L)	16~20	施肥若しくは生活雑排水の影響		
智頭町	智頭の井戸(4箇所)	トリクロロエチレン (0.01mg/L)	0.015~0.036	不明		
	埴師の井戸(3箇所)	ふつ素(0.8mg/L)	1.1~1.2	自然的要因 (地質・地層の影響)		
湯梨浜町	中興寺の井戸(1箇所)	ふつ素 (0.8mg/L)	0.95	自然的要因 (周辺温泉水の影響)		
江府町	洲河崎の井戸(1箇所)	ヒ素 (0.01mg/L)	0.027	自然的要因 (地質・地層の影響)		